

論文審査の結果の要旨および担当者

| | | | |
|------|---|---|---|
| 報告番号 | ※ | 第 | 号 |
|------|---|---|---|

氏 名 Benjawan Tangsatapornpan

論 文 題 目

An Empirical Study of Law Governing Cartels and Leniency Program to
Combat Hardcore-cartel in Thailand

(タイにおけるハードコア・カルテル防止のためのリニエンスー制度及びカルテル規制に
関する実証研究)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 林 秀弥

名古屋大学大学院法学研究科教授 鈴木将文

名古屋大学大学院法学研究科教授 水島朋則

論文審査の結果の要旨

I 本論文の概要と構成

1. 本論文の概要

本報告書では、まず、Benjawan Tangsatapornpan 氏より提出された、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程総合法政専攻(国際法政コース)博士論文(以下、「本論文」という。)の概要を述べたうえで、本論文の構成と具体的な審査内容・評価報告を行う。

本論文はタイ王国におけるハードコア・カルテルを抑止するための制裁金減免(leniency)制度およびカルテル規制のあり方に関して、実証的分析を踏まえた検討と提言を試みるものである。ここで「ハードコア・カルテル」とは競争者による反競争的な協定、共同行為、又は競合者による反競争的な取決めであって、(i) 価格の固定、入札における不正(入札談合)、生産制限若しくは生産割当、又は顧客・供給者・地域若しくは取引分野の割当による市場の共有若しくは分割、又は競争者若しくは潜在的競争者と取引を行う場合における供給者若しくは顧客のボイコットであり、かつ、(i i) コスト削減又は生産量増大という効率性の実現に合理的に関連しないものをいう(OECD、Report on Hardcore Cartels(2000))。1999年に施行されたタイの旧競争法(仏暦2542年取引競争法)では、27条の競争制限的協定に係る規定において、「事業者が、市場における独占、市場での競争の減少または制限につながる協定を他事業者と締結することが禁止される」。このような協定として、(i)財・サービスの販売価格及び販売量の設定、(ii)財・サービスの購入価格及び購入量の設定、(iii)市場支配に関する協定の締結、(iv)入札談合、(v)財・サービスの販売・供給面での他の事業者を競争から排除するための地理的分割または顧客分割、(vi)財・サービスの購入・需要面での他の事業者を競争から排除するための地理的分割または顧客分割、(vii)市場の需要以下に供給量を減じるために各事業者が製造、購入、分配又は提供する財・サービス量の設定、(viii)財又はサービスの質を落としながら、以前と同価又は高価でこれを生産、分配又は提供すること、(ix)何らかの事業者を同種の財・サービスの販売・供給の総代理店に任命すること、(x)画一的または合意された様式を確保するために財・サービスの購入・分配に関する条件または手続を設定すること、という10の類型が規定されているところ、これら入札談合をはじめとするハードコア・カルテルに対しては、これを抑止することが消費者の利益と自由経済にとって必須だということに国際的な合意が成立していることを筆者は強調する。

にもかかわらずタイにおいては、ハードコア・カルテルは多発していることを筆者は指摘する。タイ王国の競争当局の統計資料によれば、1999年から2018年までカルテルで摘発された事例は30件程度にとどまる。他国と比べれば、タイにおけるカルテル事件は必ずしも多くはないが、実際には、それは競争当局がカルテルを摘発することができたという事例が未だに少ないということの意味する。その摘発率の低迷の主たる原因は、カルテルを立証するための直接証拠を入手するのが困難で

あることによる。タイでは、1999年旧競争法27条と2017年改正競争法54条はハードコア・カルテルを刑事罰の対象と定めている。これにより、ハードコア・カルテルを立証するためには、タイの刑事訴訟法227条に基づいて「合理的な疑いを超える証明」が要求されるという厳格な立証基準が適用されることになる。しかし、カルテルの合意をしたことを裏付ける証拠は通常カルテルの参加者しか持たないことから、競争当局がカルテルの参加企業の協力を得なければ（例えば、リニエンシー制度を通じて合意を認定するための証拠を確保すること）、直接証拠を得ることが事実上不可能に近いと本論文は指摘する。この点は各国の競争当局にとって共通の課題であり、このことから経済学的知見を活用したリニエンシー制度（後述）が導入されるきっかけになった。本論文は、これまでのタイの経済・社会状況を背景に、同国におけるこれまでのカルテル規制を批判的に検証し、リニエンシー制度を中心に、タイのハードコア・カルテル規制において今後解決すべき課題の提示とその立法論的展望を述べたものである。

以下では、本論文の構成に即してその内容を確認し、博士論文審査基準に基づき審査委員会の審査内容・評価を述べる。

2. 本論文の構成

第1章の序章では、問題の所在が述べられる。ハードコア・カルテルは、前述の通り、競争制限（価格引き上げ、産出量削減）のみを目的とし、あるいは客観的に反競争効果が明白で、しかも、これを相殺するような競争促進効果ないし正当化事由を持ち得ないことが外見上明らかなカルテルであり、規制の必要性がきわめて大きいにもかかわらず、ハードコア・カルテルは通常は隠れて行われるため、共同性などの要件の立証が極端となり、タイではこれまで十分に規制の実をあげることができなかつたと本論文は指摘する。その現状を打開するために本論文の筆者は、競争法におけるリニエンシー制度の目的と重要性について述べる。ここでリニエンシー制度とは、「競争法違反行為に関し、情報提供／捜査・訴追協力した違反事業者について、制裁等を減免する制度」のことであり、その意義としては、①違反行為を行った当事者の調査協力により、違反行為の発覚・摘発の可能性が高まること、②違反行為の実行を躊躇させやすくなるうえ、（ハードコア・）カルテル参加者間の結束を弱め、違反行為を抑止する効果をもつこと、などが指摘されている。

第2章では、先行文献の検討が行われている。リニエンシー制度と一口に言っても、国によって様々なモデルが存在し、それぞれ異なる効果をもたらしている。リニエンシー制度については、米国、EUほか欧州各国等で導入されているが、カルテルに対する措置が、刑事罰もしくは行政制裁金で、国によって異なることから、リニエンシー制度についても、その法的性質により、刑事訴追免責を与えうる米国と、行政制裁金の減免を認めるにしかすぎないEUでは、同じリニエンシーといってもその内

容はかなり異なる。筆者は、リニエンシー制度の効果が制裁の種類と程度、責任の予測可能性、透明性、判断基準の明確さなど多様な要因に依存していることに鑑み、リニエンシー制度のタイへの導入を見据えた短期的・中長期的な提案を行うために、法律文献やタイの議会議事録などの先行文献を考察することで問題意識を明確化しようとし、リニエンシー制度の構成要素を明らかにしようとしている。

第3章では、リニエンシーの経済分析が行われている。ここではカルテルの経済学的な理論的背景として、ゲーム理論と囚人のジレンマ及び繰り返しゲームについて説明を行った上で、どのような場合に協調効果が懸念されるかを説明している。筆者の理解によれば、共謀は、短期的には個々の企業にとってもコストがかかる。すべての企業が価格を上げていればカルテル参加企業にとって問題ないが、誰かが裏切り、他の参加企業よりも低い価格を設定してシェアを増やそうとする場合がある。これは「囚人のジレンマ」の一例である。つまり、カルテル参加企業にとっての集团的利益にかなわない行動をどこか一社が行ってしまうという場合、共謀行動を取る際には、企業が繰り返し相互に影響を与え合うということが重要になると筆者は考える。カルテル参加企業にとって短期的には他社を裏切りたいというインセンティブがはたらき、そのような場合、長期的な利益がなければ短期的な裏切りのコストに対応できないことになる。つまり、短期的な裏切りによって長期の協力の利益が犠牲になる。それによって我々が興味を持つべきは、どのような場合にリニエンシー制度が共謀をより持続不可能にさせるかということにある旨筆者は指摘する。

第4章では、タイの2017年競争法改正についてその立案過程とともに検討されている。2017年競争法では、執行機関となる取引競争委員会(Trade Competition Commission)を日本と同様、独立行政機関とし、執行体制を強化するとともに、ハードコア・カルテルの厳罰化を柱としている。このような法改正に至った背景について議会資料等に基づいて検討を行っている。

第5章は、米国、EU、日本のリニエンシー制度を比較検討している。まず、米国では、シャーマン法1条により、トラストその他の形態による結合又は共謀を違法と定めている。同法違反行為に対しては、刑事制裁が科される(企業・個人に対する刑事罰)。米国のリニエンシー制度は1978年に導入された後、1993年に改正されている。

1978年のリニエンシー制度では、刑事訴追免責を与える条件として、正式な捜査を開始する前に協力を申し出ることが規定されており、捜査開始後の申し出はリニエンシーの対象にはならなかった。また、刑事訴追免責は、こうした規定を満たす申請者に対して自動的に与えられるものではなく、協力を行った違反企業に対して裁量的に与えられるものであったため、違反企業は捜査に協力しても刑事訴追免責を受けられるかどうか不確実であったとされている。このことから、1993年には制度改正が行われ、一定の要件を満たせば法人も個人も自動的に刑事訴追の免

除を受けられるようになった。また、捜査開始後も刑事訴追が免除されうるようになったとしている。これらの制度の分析により、筆者は、違反者から自己申告・協力を得られるかどうかは、申告することにより当該企業がどのように扱われるかについて予想するのに十分なだけの透明性のある仕組みを、当局が提供できるかどうかには依存していると示唆する。

次に、筆者はEUの制度についても詳細に紹介・分析している。EUでは、欧州共同体設立条約の101条により、カルテルが規制されている。すなわち、「加盟国間の通商に影響を与えるおそれがあり、かつ共同市場における競争を妨害し、制限し又は歪曲する目的・効果を有する企業間の合意、事業者団体の決定及び協調行動」に対しては、高額の行政制裁金が課される。EUのリニエンシー制度は、1996年に導入され、2002年に改正されたことが紹介されている。筆者によれば、リニエンシー制度の導入により、カルテルに対する法執行は活発化したものの、程なくして、①減免の可否や減額率について見通しが立たない、②「決定的証拠」であるか否か、「最初の企業」であるか否かといったことに関し、不透明であるといったことから、当該制度では、カルテルの情報を早期に得ることや有用な証拠の収集が困難であることが指摘されるようになったという。そこで、欧州委員会は、同措置の運用状況等について修正の必要性の有無について、一定期間をおいて検討する旨宣言しているところ、措置導入後5年間の運用を踏まえ、2002年に同措置を見直したことを、本論文は紹介している。そこでは、手続きの透明性を高め、情報提供のインセンティブをより高めるため、① 欧州委員会が違反行為に関わる十分な情報を有していないときに、最初に情報提供した企業等には、制裁金の免除を認めることとされ、② 違反行為において「主導的役割を担わなかった」等のあいまいな条件が削除された。また制裁金全額免除が認められなかった場合においても、欧州委員会が既に保有している当該違反行為に係る証拠に比べて、重大な「付加価値」を与えるような証拠を提出し、かつ、当該違反行為を止めることによって、制裁金が減額される（ここでいう「付加価値」とは、当該証拠物の性格や詳細さによって、欧州委員会の立証能力を強化するようなものをいう。その適合性は、最終的には欧州委員会によって判断される。）こととなった。

また、日本の制度について、以下のように紹介している。日本では、独占禁止法において、カルテル、入札談合等のやり得を防止するために、不当利得（を擬制する一定の水準）を超える原則一律一定率の水準の課徴金を課すこととしている。日本における課徴金の性格は、一定のカルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持しないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であって、カルテルの反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科される刑事罰とはその趣旨、目的、手続等を異にするものとされる。したがって、

課徴金は、罰金との併科が可能であるとの考え方を基本的には維持しつつ、この基本的性格が変わることのない範囲内で、カルテルによる経済的利得の水準を超える水準の金銭を徴収することにより、カルテル禁止規定の実効性の一層の確保を図ろうとするものであるとされてきた。このように、日本の制度について、カルテルによる経済的利得の一定率の徴収という考え方を離れて、違反行為の重大性、悪質性に応じて個別に金額を設定する、EUのいわゆる裁量型課徴金（行政制裁金）制度とは異なる特徴を有する点に、筆者は注目している。

第6章では定量的調査と質的調査を実施することで、リニエンシー制度についてのタイ人の考え方を確認している。まず、量的調査として、筆者は、2017年から2018年にかけて、ハードコア・カルテルおよびリニエンシー制度に関係を有する産学官関係者、法律実務家などを対象に、ハードコア・カルテルに対する制裁の制度に関するアンケートを実施した。回答を得た対象者数は936人であり、その所属の割合は政府・地方公共団体が25.2%、教育機関が6.5%、弁護士が45.8%、民間企業が15.7%、その他が6.7%となっている。次に、質的調査として、アンケート調査結果と実態との整合性の確保を図ることを目的に、産官学の有識者計32人のインタビューを行っている。

第7章では上記の調査結果を基に、ハードコア・カルテルに対処するために必要な政策ツールであるところのリニエンシー制度をタイ王国に導入する際の前提条件として何を政府が整備すべきかについて分析を行っている。まず、短期的提案としては、現行競争法のもとで、タイ政府はより明確で予測可能な法的枠組みを構築しておくことに注力すべきと主張する。具体的には、反競争的行為、特にハードコア・カルテルの有害性に対する国民の認識度を高めることや、カルテル訴訟において状況証拠を採用できる範囲を拡大すること、裁判上の和解を成立させることでカルテルに対する抑止力を発揮すること、カルテル参加企業の不当利得の平均値に参照軸として行政罰としての課徴金と刑事罰としての罰金の上限額をそれぞれ設定することなどが挙げられている。続いて、長期的提案としては、競争当局の武器となるリニエンシー制度を導入することや、AI（人工知能）や技術革新による新たなタイプの反競争的行為に柔軟に対応できるようにするための条文を競争法に新設すること、そしてタイ政府が国際協力の推進に取り込むことを提言する。

最後に（第8章）、結論として、以上の検討結果に基づいて、タイにとって有効なリニエンシー制度の実現を提言する。比較法的検討の結果から、リニエンシー制度導入のためには①ハードコア・カルテルの参加者で申告しなかった者に対する厳しい制裁の存在、②リニエンシー制度の有効性を高めるのに、企業に対する金銭的制裁と個人（自然人）に対する刑事罰の併存が有効であるという点を踏まえて、制度の透明性や運用の容易性の点から、非裁量的な制度の実現が望ましいとしている。そして、リニエンシー制度運用の透明性を実現するために、制度の導入とともにソフトロー

的なアプローチ（運用細則やガイドラインの作成・公表等）を通じて、企業の自主的申告により当該企業がどのように扱われるかについて予想するのに十分となる仕組みを構築する必要があるとしている。

II 本論文の評価

1. 学問的寄与

本論文の特徴は、以下の点に見出される。

第一に、新興国における競争法制の歴史的な展開を分析した上で、欧米先進国の競争法モデルと新興国との現実との交錯を整理しつつ、今後の法執行に対して有意義な方向性を提示している点である。上記の提言をなすにあたって、諸外国の膨大な資料を消化して自己の分析に必要な形に組み立て直す作業を着実にやっている。

第二に、本論文のテーマは、日本でも独占禁止法の相次ぐ改正の主要トピックとされるなど、わが国でも関心が高まっているものである。そのような中で、本論文は、カルテル規制の目的と執行方法に関し、その理論的根拠から実際の適用面における問題まで幅広い問題を取り上げ、かつ、日・米・欧、さらには自国における制度及び実務の動向を最新情報に基づいて詳細にフォローし、分析を加えているという点で、非常に包括的な研究であり、高い価値を持つものと評価できる。

第三に、本論文の特筆すべき点として、タイの社会・経済的状況を踏まえて、競争法においてリニエンシー制度の導入の必要性を提言する点で、本研究は非常に実践的な研究であるという点である。筆者も述べるように、カルテルや入札談合は、それが独占禁止法に違反する反競争的行為であることが夙に知られており、また、ひとたび露見すると行政、刑事、民事のいずれにおいても厳しい措置やペナルティが課される可能性があることから、行為者はカルテルや入札談合が発覚しないよう細心の注意を払って物的証拠の隠匿や湮滅を図るほか、競争当局の審査開始後においても、資料の提出や事情聴取に関して非協力的態度をとることがしばしばであり、その発見・証拠収集が極めて困難という特質を有する。

筆者は、このことを指摘した上で、リニエンシー制度に基づく報告は、違反事業者自らが行うものであり、その情報の確度が非常に高いことから、カルテル・入札談合の事件審査に直結する有力な端緒情報となると分析する。このように、リニエンシー制度は入札談合事件等の発見に極めて有効であるところ、今後、タイの競争法／競争当局がカルテルや官製談合をはじめとする入札談合に対して厳正に取り組んでいくためには、同制度を導入しそれを的確に運用することが不可欠であり、本論文はそのための具体的提言を示す点において、タイの現下の社会・経済情勢に鑑みて説得的であると思われる。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

ただ、本論文にも改善を要する点がない訳ではない。

第一に、多くの情報と分析を盛り込もうとしたために、論理の運びが必ずしも明快でない点である。各所に小括を入れるなどの工夫はなされているものの、さらに読者に分かりやすい叙述が工夫することが望まれる。

第二に、文献調査は、欧米についてはかなり徹底しているものの、日本法に関しては十分ではないことを指摘しなくてはならない。これは、言語面の限界から、主に英語文献に依拠していることによる。

第三に、競争法執行の歴史が浅いタイにおいては、競争当局は、職員数を年々増加させるなど積極的に体制整備を進めているものの、執行経験の浅さ、不十分な組織体制、一般の競争に関する知識・認知度の低さなど、競争法の本格的運用に向けた様々な課題に直面しているところ、本論文では、執行面に関する分析が不十分であるといわざるをえない。本論文が示唆するように当面はハードコア・カルテル規制に執行資源を集中させるべきであるにしても、どのようにリニエンシー制度を運用すべきかについてはさらなる考察が必要である。また、アンケート調査やヒアリングをはじめとする量的・質的調査を本研究では実施しているが、その質的調査が行われた日時や場所などを明示できないのは守秘義務契約の点からやむをえないにしても、その手法や内容の適切性について事後的に検証できるようにするなど、調査手法の体系性・頑健性や透明性についてさらなる留意と工夫が必要であろう。

第四に、筆者はリニエンシー制度について専ら日米欧という競争法の先進国を対象にしているが、刑事手続と行政手続とで大きく分かれるリニエンシー制度の先進国モデルが、タイを含むいわゆるアジアの新興国や体制移行国において、競争法を強力に執行するための道具としてどのような形で基礎とされるべきか、また、その実践にあたって、どのように修正して実践されるべきかについて、さらなる整理と考究が必要であると思われる。ただし筆者は、欧米の制度をそのまま移植することには一貫して慎重な態度を保持しており、この点で、制度間比較について配慮を欠いている訳ではない。

III 結論

前述のように、さらなる改善を期待することができる部分も存在しているものの、本論文は、博士（比較法学）の学位判定基準を十二分に満たしていると評価できる。

すなわち、博士（比較法学）の判定基準に則して述べれば、本論文は、(A) 広義の「アジア法整備支援」（社会主義国・権威主義体制からの移行に伴う法整備とそれに関する国際協力）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している。(B) 主として比較法学的・比較政治学的手法によっている。(C) 母国の問題を取り扱っており、

一次資料として主として母語によるものを用いるとしても、英語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めている。(D) 問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されている。(E) 従来の研究と比較して、2017年タイ競争法の背景を明らかにしつつ、その基礎になったモデルを理論的に検証し、当該モデルを自国に適用する際に修正されるべき点を実証的に検討した点で、独自性が認められる。さらに、(F) 理論的に堅固であり、予想される批判に対する回答が一定程度用意されており、判定基準を十分に満たすものとなっている。

本論文の理論的で実践的な研究と提言は、タイのみならず、ベトナムをはじめとする体制移行国において参考にされるべきものであり、体制移行国の競争法制度のあり方を考える専門家に対しても貴重な知見を与えるものである。本論文は、独立した研究者として研究を遂行することができる能力を明確に示している。

このような判断に基づき、本審査委員会は、全員一致で、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。